

指定地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設 杜のそら

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
帯広市指定 第 0194600342 号

◆◆目次◆◆

1	施設経営法人	1
2	ご利用施設	1
3	居室の概要	1
4	職員の配置状況	2
5	杜のそらが提供するサービスと利用料金	3
6	施設を退居していただく場合（契約の終了について）	8
7	身元引受人	9
8	連帯保証について	9
9	苦情の処理について	9
10	緊急時の対応について	10
11	事故予防・事故発生時の対応について	10
12	身体拘束について	10
13	非常災害時の対応	10
14	損害賠償について	10
15	サービス利用にあたっての留意事項	11
16	その他	11

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 帯広太陽福祉会
- (2) 法人所在地 北海道帯広市上帯広西1線76番地2
- (3) 電話番号 0155-64-5061
- (4) 代表者氏名 高橋 勝坦
- (5) 設立年月日 昭和57年5月1日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）
平成27年3月20日指定 帯広市第0194600342号
- (2) 施設の目的 地域密着型介護老人福祉施設杜のそら（以下、「杜のそら」という。）は、介護保険法令に従い、ご契約者が住み慣れた地域で、地域や家族との結びつきを重視し、明るく家庭的な雰囲気の中で可能な限り自立した日常生活を営むために、必要な居室及び共同施設等をご利用いただき、介護福祉サービスを提供します。杜のそらは、身体上、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 地域密着型介護老人福祉施設 杜のそら
- (4) 施設の所在地 北海道帯広市大空町3丁目15番地2
- (5) 電話番号 0155-47-4857
- (6) 事業所管理者名 首藤 睦
- (7) 運営方針 細部については、配布いたします事業計画書に記載
- (8) 開設年月日 平成27年3月20日
- (9) 入居定員 ユニット型（全個室） 29名
- (10) 事業の実施地域 帯広市全域

3 居室の概要

(1) 居室などの概要

杜のそらでは以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、本人の希望、心身の状況、空き状況などを考え、施設側で設定させていただきます。また、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により居室の変更をする場合があります。その際は、ご契約者やご家族と協議の上決定するものとします。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット	4ユニット	2階～7名ユニット×2 3階～7名ユニット×1 8名ユニット×1
個室	29室	
食堂・リビング・キッチン・浴室	各ユニット	

浴室	1室	特別浴室
医務室	1室	

* 前記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担頂く費用はありません。

(2) 利用にあたって別途利用料金をいただく施設・設備
特にありません

4 職員の配置状況

社のそらでは、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 管理者	1名
2. 介護職員	10名以上
3. 生活相談員（多職種兼務）	1名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 介護支援専門員（他職種兼務）	1名以上
6. 機能訓練指導員（他職種兼務）	1名以上
7. 医師	必要数
8. 栄養士	1名以上

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤務体制
1. 医師	毎月第4火曜 10:30～11:30
2. 介護職員	早 出 7:30～16:30
	日 勤 1 9:00～18:00
	日 勤 2 9:30～18:30
	日 勤 3 10:00～19:00
	遅 番 12:30～21:30
3. 看護職員	夜 勤 21:30～ 7:30
	日 勤 1 8:00～17:00
	日 勤 2 9:00～18:00
	日 勤 3 9:30～18:30
	土 日 祝 上記時間と同様

5 杜のそらが提供するサービスと利用料金

杜のそらでは、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

杜のそらが提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 食事

- ・ ご契約者の自立支援のため離床して、各ユニットにて食事をとっていただくことを原則とし、食事摂取にかかる援助をします。
- ・ 食事時間
朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 17：50

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも特別浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ ご契約者の心身の状況、介護者の勤務の都合によっては、希望の回数の入浴も可能です。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すために、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ 排泄援助、オムツ使用形態については、個別設定を行い、援助いたします。

④ 機能訓練

- ・ ご契約者の日常生活の質の維持・向上につながる生活援助を目的とし、専任の機能訓練指導員が作成する計画書に基づき、必要と思われるご契約者に対し訓練を行います。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に考慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ 栄養管理

- ・ 入居者個々の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を栄養士の献立作成に基づき提供します。

《サービス利用料金》

別紙「利用料金表」を参照してください。

《その他介護給付サービス加算》

別紙「利用料金表」を参照してください。

①日常生活継続支援加算

- ・ 国の基準に従い、介護福祉士資格を有する職員を必要数配置した場合。

②看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）

- ・ 国の基準に従い、看護師資格を有する職員を必要数配置した場合。

③夜勤職員配置加算（Ⅰイ、Ⅱイ）

- ・ 国の基準に従い、夜勤者数を必要数配置した場合。

④初期加算

- ・ 入居者が新規に入居及び1ヶ月以上の入院後、再び入居した場合、30日加算。

⑤安全対策体制加算

- ・ 施設内に安全対策部門を設置し、外部の研修を受けた担当者を配置した場合。

⑥入院・外泊時加算

- ・ 入居者が入院及び外泊の場合、6日を限度として加算。（ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。）

⑦経口移行加算

- ・ 経管により食事を摂取する入居者が、経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合。

⑧経口維持加算（Ⅰ・Ⅱ）

- ・ 摂食障害のある入居者に対し、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合。

⑨療養食加算

- ・ 医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

⑩退居前後訪問相談加算

- ・ 退居に先立ち、退居後に生活する居宅を訪問し、入居者または家族に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。退居後に居宅ではなく、施設（病院・介護保険施設除く）であっても同様。

⑪退居時相談援助加算

- ・ 退居後に居宅サービス等を利用する場合に、入居者または家族に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、退居後2週間以内に文書を添え、サービスへの情報を提供した場合。退居後に居宅ではなく、施設（病院・介護保険施設除く）であっても同様。

⑫退居前連携加算

- ・ 退居に先立ち、居宅介護支援事業者へ情報を提供し、連携してサービスの調整を行った場合。

⑬個別機能訓練加算（Ⅰ・Ⅱ）

- ・ 機能訓練指導員の作成する計画に基づき、個別機能訓練を実施した場合。

⑭生活機能向上連携加算（Ⅰ・Ⅱ）

- ・ 医師や理学療養士からの助言に基づき、機能訓練指導員が個別機能訓練計画を作成した場合。

⑮口腔衛生管理加算

- ・ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合。

⑯排せつ支援加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）

- ・ 医師、看護師と連携し、排泄にかかる要介護状態を軽減する計画と支援を行った場合。

⑰褥瘡マネジメント加算（Ⅰ・Ⅱ）

- ・ 褥瘡の発生に係るリスクについて指標を用いて、個別に介護の計画と管理を行った場合。

⑱低栄養リスク改善加算

- ・ 低栄養のリスクが高い入居者に対し、多職種共同で低栄養状態を改善するための計画を作成し、特別な管理を行った場合。

⑲再入所時栄養連携加算

- ・ 医療機関からの退院時に、大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養、嚥下調整食の新規導入）。医療機関の管理栄養士と相談の上栄養ケア計画を作成した場合。

⑳栄養マネジメント強化加算

- ・ 低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、必要な栄養管理と食事の調整等を行った場合。

㉑看取り介護加算（Ⅰ）

- ・ 看取り介護の体制を整備し、施設内及び病院で死亡した場合。

㉒科学的介護推進体制加算（Ⅰ・Ⅱ）

- ・ 入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、科学的根拠に基づいて計画を評価、見直し、提供した場合。

㉓ADL維持加算（Ⅰ・Ⅱ）

- ・ 入居者全員に対し、利用開始月と6月目にADLの状態を数値化し、状態が維持、改善されたかを評価し、必要な情報を厚生労働省に提出した場合。

㉔自立支援促進加算

- ・ 医師が入居者の自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、6月に1回自立支援に係る計画策定等に参加していること。又、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員が共同して支援計画を3月に1回見直し、その情報を厚生労働省に提出した場合。

㉕協力医療機関連携加算

- ・ 入居者が急変した場合に、医師または看護職員が相談対応を常時確保し、診

療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること。入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

②⑥高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- ・ 感染症法第6条第17項に規定する医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。一般的な感染症発生時の対応を取り決め協力医療機関と連携し適切な対応をしていること。医療機関が行う感染症に関する研修会に1年に1回以上参加すること。

②⑦新興感染症等施設療養費

- ・ 入居者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った場合。

②⑧生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入、職員間の適切な役割分担を定め、1年に1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータを国に提出すること。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額をご契約者負担となります。

《サービスの概要》

① 理髪サービス

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

② 預かり金の管理

預かり金管理サービスをご利用いただけます。預かり金の管理、運用にかかる事務経費として毎月費用をご負担いただきます。預かり金運用資金につきましては、退居後に返還いたします。

○ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○ お預かりできるもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書、預かり金運用資金等

○ 保管管理責任者：首藤 睦

○ 出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。

- ・ 預金の預け入れ及び引出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・ 保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引出しを行います。

- ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、ご契約者へ交付します。

③ 居室内で使用する電気料金

居室内でテレビ、冷蔵庫等の電気製品を居室内で使用した場合には、電気使用量として、杜のそらが定める料金を実費として負担していただきます。

④ サークル・余暇活動

ご契約者の希望等によるサークル活動・趣味等を活かした余暇活動に係る、材料

費等については、必要に応じて負担していただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を希望される場合には実費をいただきます。

⑥ 発送料

ご契約者は、各種書類（請求書・領収書等）を郵送にて受け取ることができますが、郵送に係る費用については実費をいただきます。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用

⑧ 個人が選定する特別な食事

個人の希望により特別に用意する食事。

⑨ 個人が選定する特別な居室環境

個人の希望により特別に用意する居室ならびに居室環境。

《サービス利用料金》

別紙「利用料金表」を参照してください。

（3）その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

入居者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担額限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料）

この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の原価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担額限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額（1日あたり）のご負担となります。

* 外出・外泊・入院等で居室を空ける場合は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

（4）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）、（3）の料金費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払ください（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① ご利用者通帳口座より、保管管理者引き出し。（不足分につきましては、ご家族に請求いたします。）

② ご家族による窓口での現金支払い。

③ 指定金融機関による、預金口座振替（自動引落）。

(6) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものではありません。)

- (協力医療機関)
- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 内科：帯広記念病院 | 2. 内科：協立病院 |
| 3. 歯科：つがやす歯科医院 | 4. 歯科：兼松歯科医院 |

6 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

杜のそらとの契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、杜のそらとの契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない自由により杜のそらを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀失により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 杜のそらが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 杜のそらから退居の申し出があった場合（詳細は以下をご覧ください。）

(2) 杜のそらからの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、杜のそらから退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げずに、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により、杜のそら又はサービス従事者もしくは他の入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月以上、病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 契約者が病院等に入院された場合の対応について

杜のそら入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

① 3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内の入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、最初の6日間については、所定の利用料金をご負担していただきます。

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、再び優先的に入居することはできません。

(4) 円滑な退居室のための援助

ご契約者が杜のそらを退居する場合には、ご契約者の希望により、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために以下の事項が必要ないかの援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者

7 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入居契約が終了した後、杜のそらに残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。杜のそらでは、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

入居契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8 連帯保証について

契約者は、本重要事項説明書上掲施設に対して負担する一切の責務を極度額120万円の範囲で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

9 苦情処理について

(1) 杜のそらにおける苦情の受付

杜のそらにおける苦情やご相談は、以下の相談窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 相談員 高田 広美
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00
- 連絡先 (0155) 47—4857

(2) 第三者委員

- 鬼 崎 芳 彦 帯広市愛国町基線41番地15
(0155) 64-4104
- 木 下 美智夫 帯広市太平町251番地
(0155) 60-2407

(3) 行政機関その他苦情受付機関

帯広市役所 介護高齢福祉課 地域福祉課相談・指導係	所在地 帯広市西5条南7丁目1 電話番号 0155-65-4113
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状の急変等があった場合は、主治医、救急隊等へ連絡するなど、「緊急時・事故発生時対応マニュアル」に基づき、必要な処置を講じます。また、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

1.1 事故予防・事故発生時の対応

サービスを提供するにあたって、事故の起こることがないように細心の注意を払います。また、事故が発生した場合には、家族や必要に応じて市町村へ連絡するとともに「緊急時・事故発生時対応マニュアル」に沿って必要な措置を講じます。

事故が発生した場合には、その原因を解明し防止策を講じて事故の再発防止に努めます。

1.2 身体拘束について

ご契約者及び他の入居者等への生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、ご契約者へ説明し、その同意を得たうえ、必要最低限の範囲で行うように努めます。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1.3 非常災害時の対応

非常時の対応：別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

避難訓練：別途定める消防計画にのっとり年2回の夜間及び昼間を想定した避難を実施します。

防災設備：屋内消火栓 あり スプリンクラー あり
 自動火災報知機 あり 誘導灯 あり
 ガス漏れ探知機 あり
 カーテン等は防火性能のあるものを使用しています。

防火管理者：真田 明範

1 4 損害賠償について

杜のそらにおいて、事業者の責任よりご契約者及び家族に生じさせた損害につきましては、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者及び家族に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

1 5 サービス利用にあたっての留意事項

- ① ご面会…面会時間は特に定めておりませんが、早朝や夜間にご遠慮ください。
- ② 外出、外泊…ご家族の申し出により可能ですが、ご相談ください。
- ③ 飲酒、喫煙…ご本人の希望により可能ですが、喫煙場所以外での喫煙はできません。
- ④ 宗教活動、政治活動…事業所内での布教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑤ 設備、器具の利用…本来の用法に従ってご利用ください。
- ⑥ テレビ視聴…居室にはテレビを設置しておりませんので、居室内でテレビを視聴されたい場合は、ご自身で準備ください。なお、リビングには共用テレビが設置されておりますので、節度を持ってお楽しみください。
- ⑦ 貴重品の保管…杜のそらでは管理しかねますので、高額な貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

1 6 その他

・ご契約者（またはその家族等）及びご利用者によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動（カスタマーハラスメント）が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、契約解除となります。

・外部評価については、定期的実施している運営推進会議において毎年実施しており、「北海道福祉サービス第三者評価機関」は利用していません。

令和 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型介護老人福祉施設
地域密着型介護老人福祉施設 杜のそら

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者氏名 _____

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 ()

「 地域密着型介護老人福祉施設 杜のそら利用料金表 」

(1) 介護保険給付対象サービス

【①サービス利用料金】※()内は2割負担の場合 < >内は3割負担の場合

1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット個室	682円 (1,362円) <2,046円>	753円 (1,506円) <2,259円>	828円 (1,656円) <2,484円>	901円 (1,802円) <2,703円>	971円 (1,942円) <2,913円>

【②その他加算等】※()内は2割負担の場合 < >内は3割負担の場合

加算名	自己負担額	備考
初期加算	30円(60円)<90円>	1日あたり(入居・再入居後30日間)
安全対策体制加算	20円(40円)<60円>	利用初日1回のみ
日常生活継続支援加算	46円(92円)<138円>	1日あたり
看護体制加算(Ⅰ)イ	12円(24円)<36円>	1日あたり
看護体制加算(Ⅱ)イ	23円(46円)<69円>	1日あたり
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	41円(82円)<123円>	1日あたり
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46円(92円)<138円>	1日あたり
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円(24円)<36円>	1日あたり
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円(40円)<60円>	1月あたり
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円(200円)<300円>	1月あたり
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円(400円)<600円>	1月あたり
入院・外泊時加算	246円(492円)<738円>	1日あたり(6日を限度)
退所前訪問相談援助加算	460円(920円)<1,380円>	1回(居宅等へ退居時のみ)
退所後訪問相談援助加算	460円(920円)<1,380円>	1回(//)
退所時相談援助加算	400円(800円)<1,200円>	1回(//)
退所前連携加算	500円(1,000円)<1,500円>	1回(//)
経口移行加算	28円(56円)<84円>	1日あたり
経口維持加算(Ⅰ)	400円(800円)<1,200円>	1月あたり
経口維持加算(Ⅱ)	100円(200円)<300円>	1月あたり
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円(180円)<270円>	1月あたり
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円(220円)<330円>	1月あたり
療養食加算	6円(12円)<18円>	1回(食)あたり
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円(20円)<30円>	1月あたり
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円(30円)<45円>	1月あたり

排せつ支援加算（Ⅲ）	20円（40円）＜60円＞	1月あたり
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円（6円）＜9円＞	1月あたり
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円（26円）＜39円＞	1月あたり
低栄養リスク改善加算	300円（600円）＜900円＞	1月あたり（6か月を限度）
再入所時栄養連携加算	400円（800円）＜1,200円＞	1回（退院時、特定の条件でのみ）
栄養マネジメント強化加算	11円（22円）＜33円＞	1日あたり
看取り介護加算（Ⅰ）	72円（144円）＜216円＞	1日あたり（死亡前31日～45日）
	144円（288円）＜432円＞	1日あたり（死亡前4日～30日）
	680円（1,360円）＜2,040円＞	1日あたり（死亡前日～前々日）
	1,280円（2,560円）＜3,840円＞	1日あたり（死亡日）
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円（80円）＜120円＞	1月あたり
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50円（100円）＜150円＞	1月あたり
ADL維持等加算（Ⅰ）	30円（60円）＜90円＞	1月あたり
ADL維持等加算（Ⅱ）	60円（120円）＜180円＞	1月あたり
自立支援促進加算	280円（560円）＜840円＞	1月あたり
協力医療機関連携加算	100円（200円）＜300円＞	1月あたり
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円（20円）＜30円＞	1月あたり
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円（10円）＜15円＞	1月あたり
新興感染症等施設療養費	240円（480円）＜720円＞	1月あたり（5日を限度）
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円（200円）＜300円＞	1月あたり
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円（20円）＜30円＞	1月あたり

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（上記金額①②の合計×14.0%）円
----------------	--------------------

（2）介護保険の給付対象外サービス

理髪サービス（カットのみ）	1回 1,500円～2,500円
預かり金運用資金（契約金）	契約時1,000円（退居時返還）
預かり金管理費用	1月あたり 720円
サークル・余暇活動	実費負担（材料・入園料・飲食代等）
複写物の交付	1枚 10円
発送料	実費負担
日常生活上必要となる諸費用 （ティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉等）	実費負担
居室で使用する電気料金 （入居者個人が用意する家電製品を居室内）	1月あたり 500円 （冷蔵庫使用の場合 500円追加）

で使用した場合)	
個人が選定する特別な食事	全額自己負担
個人が選定する特別な居室環境	全額自己負担

* 上記金額については、物価・消費税増税等で料金に変更する場合があります。

* 料金変更時には、事前にご契約者に対してお知らせいたします。

(3) その他介護保険の給付対象とならないサービス

食事の提供に 要する費用 (1日あたり)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
自己負担額	300円	390円	650円	1,700円

食 事 代 内 訳 (第4段階)	
朝 食	1食 420円
昼 食 (おやつ代込み)	1食 650円
夕 食	1食 630円

居住の提供に 要する費用 (1日あたり)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
自己負担額	880円	880円	1,370円	2,500円

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合 (7日目からの料金・1日あたり)

金 額	2,500円
-----	--------